

令和8年 No.44

○東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則の制定について

改正理由

体育施設使用時間を変更するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月23日 体育施設運営委員会 審議・承認

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月30日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規則第27号

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学体育施設使用規則（平成6年規則第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設使用規則の一部改正について

改正理由：体育施設使用時間を変更するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （使用時間） 第4条 体育施設の使用時間は、<u>午前6時30分から午後9時まで</u>とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （使用時間） 第4条 体育施設の使用時間は、<u>原則として、午前8時30分から午後10時まで</u>とする。 〔省略〕